

令和3年度9月定例教育委員会資料

令和3年9月27日(月曜日)

奄美市教育委員会

令和3年度 9月定例教育委員会

開会の日時：令和3年9月27日(月曜日) 午前10時00分～10時40分

会議の場所：本庁舎6階中会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	村 田 達 治	教 育 部 長	徳 永 恵 三
		教 育 総 務 課 長	重 信 竜 昇
教育長職務代理	恵上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	伊 集 院 正
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		企 画 総 務 係 長	久 保 田 貴 美 人

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「8月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員，教育長等の業務報告について

(3) 議案第 18 号 教育委員会活動の点検・評価報告書の提出及び公表について

報告第 7号 奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱の制定について

報告第 8号 奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付要綱の制定
について

報告第 9号 子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱の制定について

3 その他

議案第 18 号

教育委員会活動の点検・評価報告書の提出及び公表について

このことについて、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 9 月 27 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

報告第7号

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱の制定について

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第22条第2項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和3年9月27日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外の学生に経済的な支援を行うとともに、本支援を通じ、ふるさと奄美市への郷土愛を醸成し、卒業後のUターン等を促進することを目的に、必要な事項を定める。

2 前項の目的を達成するため、島外の学生等に対し奄美市島外学生応援支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(支援金交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援金交付対象者」という。)は、

次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に交付することが適当と認めた者については、この限りでない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校、高等学校、特別支援学校高等部に限る。）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に在学する島外学生又は文部科学省以外の省庁が所管する学校に在学する島外学生。

(2) 基準日の令和3年9月1日現在、奄美市の住民基本台帳に記録されている保護者がいる者。ただし、保護者で両親又はひとり親以外のものが単身等により基準日に住所要件を満たしている場合は、平成31年1月1日以前から奄美市に居住していることを要件とする。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は、3万円とする。

(支援金交付申請)

第4条 支援金交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは、奄美市島外学生応援支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書（写し可）又は学生証の写し

(2) 奄美市島外学生応援支援金請求書（別記第2号様式）

(3) 支払金給付対象者名義又は代理人（次条に規定する代理人をいう。）の振込先口座の通帳、キャッシュカードの写し又はそれに類するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類は、令和3年4月1日以降に発行されたものとする。また、前項に掲げる書類は、支援金を交付することが適当でないとするときは、市長はこれを返却するものとする。

3 支援金の申請期間は、令和3年9月1日から令和4年2月28日までとする。

(代理による申請等)

第5条 支援金交付対象者が申請等をできない場合において、保護者等は、支援金交付対象者の代理人（以下「代理人」という。）として前条の申請、支援金の受領又はその両方を行うことができる。

2 代理人は、本人の身分を確認できる書類及び支援金交付対象者との代理関係を確認できる書類を提出しなければならない。

3 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は支援金交付対象者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けないものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、支援金を指定の口座に振り込むものとする。この場合において、奄美市会計管理者から支援金の振込後に送付する支払通知書をもって交付決定通知に代えるものとする。

2 市長は、前項の調査及び審査により、交付することが適当でないと認めるときは、奄美市島外学生応援支援金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金交付対象者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すとともに、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、第4条第3項の規定によりなされた支援金の申請、交付その他の手続については、同日以降もその効力を有する。

報告第 8 号

奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付要綱の 制定について

奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付要綱を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 27 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行及び各種大会参加を中止又は延期したことに伴う経費（以下「キャンセル料等」という。）を助成するため、予算の範囲内において奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 学校 奄美市学校設置条例（平成 18 年奄美市条例第 206 号）

別表に定める小学校及び中学校

(2) 団体 第4号に規定する各種大会に参加するクラブチーム等

(3) 修学旅行 学校が教育課程に基づいて実施する修学旅行

(4) 各種大会

ア 小学校児童が参加する,大島地区及び鹿児島県スポーツ少年団

競技別交歓大会又は競技連盟等の主催する県大会以上の大会

イ 中学校生徒が参加する,中学校体育連盟及び競技連盟(協会)

等の主催する県大会以上の大会

ウ その他特に市長が認めた大会

(助成金交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者(以下「対象者」という。)は,キャンセル料等を支払った者で,修学旅行においては,学校の学校長とし,各種大会においては,学校の長又は団体の長とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は,保護者が負担すべき経費のうち,次に掲げるものとする。ただし,他の補助金等の対象経費に相当する費用は除くものとする。

(1) 交通費,宿泊費等のキャンセル料

(2) その他特に市長が必要と認めた経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は,対象経費相当額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は,奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる実績関係書類を添えて,市長に申請しなければならない。

(1) 修学旅行又は各種大会参加の旅程がわかる行程表等の写し

(2) 参加児童生徒名簿

(3) キャンセル料等の支払いを確認できる領収等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金交付決定通知兼確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付決定兼確定を受けた学校長または団体の長（以下「交付決定者」という。）は、奄美市修学旅行及び各種大会キャンセル料等助成金請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 市長は、交付決定者が虚偽の記載やその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに実施された修学旅行及び各種大会について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

報告第 9 号

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱の制定について

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱を次のように制定したので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定により、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 27 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

子供たちの元気活動応援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種活動が制限される中、学校や地域の仲間との交流機会を促進し、元気な笑顔と思い出づくりの自主活動を応援するため、予算の範囲内において、子供たちの元気活動応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則（平成18年奄美市規則第40号）に定めるもののほか、この要綱に定める。ところによる。

（助成金交付対象者）

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、次の各号に該当する者が 5 人以上参加する子ども会、PTA、及びスポーツ少年団等の社会教育団体又は学校、学年、クラス及び部活動単位とする。ただし、助成金に関しては、各団体の長へ支給する。

(1) 奄美市内の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒

(2) 奄美市内にある県立高等学校に在籍する生徒

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 助成金の額は、3万円とする。対象活動に6人以上参加の場合は、1人増えるごとに2,500円を加算する。ただし、交付金額は10万円を上限とする。

(2) 対象活動を実施する際、貸切バス等（ジャンボタクシー含む）利用の場合は、3万円を上限として追加助成するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 団体の構成員名簿

(2) 事業計画書（別記第2号様式）

(3) 収支予算書（別記第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の申請期間は、令和3年9月13日から令和4年3月22日までとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を助成金交付決定通知書（別記第4号様式）（以下「決定通知」という。）により申請人に通知するものとする。

2 前項の場合において、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 決定通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、決定通知の内

容又はこれに付した条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議して申請を取り下げることができる。

2 前項の規定以外の理由により事業を実施できなくなった場合も、市長と協議して申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第7条 助成事業者は、第5条の決定通知を受けた事業内容について、次の各号のいずれかに該当する変更要件を生じたときは、計画変更承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 助成金の交付の対象となる事務又は事業(以下「助成事業」という。)に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合には、助成金変更交付決定通知書(別記第6号様式)、その他にあつては、計画変更承認通知書(別記第7号様式)により通知する。

(実績報告)

第8条 申請人は、事業が完了したときは、14日以内に実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記第9号様式)

(2) 収支精算書(別記第3号様式)

(3) 領収証等の収支の状況を明らかにする書類の写し

(4) 事業の実施状況が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記第10号様式）により助成事業者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第10条 助成事業者が助成金を請求しようとするときは、請求書（別記第11号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書（別記第12号様式）に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であると認めるときは、助成金交付決定額の範囲内において助成金を交付する。

（経費の流用の禁止）

第11条 助成事業者は、助成金を当該助成事業以外の目的に流用してはならない。

（市長の指示等）

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を求めなければならない。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた助成金の申請、交付その他の手続きについては、同日以降もその効力を有する。

様式

別記第1号様式（第4条関係）	助成金交付申請書
別記第2号様式（第4条関係）	事業計画書
別記第3号様式（第4条・第8条関係）	収支（予算・清算）書
別記第4号様式（第5条関係）	助成金交付決定通知書
別記第5号様式（第7条関係）	計画変更承認申請書
別記第6号様式（第7条関係）	助成金変更交付決定通知書
別記第7号様式（第7条関係）	計画変更承認通知書
別記第8号様式（第8条関係）	実績報告書
別記第9号様式（第8条関係）	事業実績書
別記第10号様式（第9条関係）	助成金交付確定通知書
別記第11号様式（第10条関係）	請求書
別記第12号様式（第10条関係）	助成金概算払申請書